

「妊娠・出産」「育児休業」に関するQ&A

- Q. 下の子どもの妊娠・出産を理由に新規で申し込んでいます。上の子はどのくらい在園できますか？
- A. 2号・3号認定子どもで、認定事由が「妊娠・出産」で入園する場合、**入園できる期間は、出産予定日（月）を除く2か月前から予定日の3ヶ月後の末日まで計6か月間**です。

【例】

出産予定日	認定(入園)期間
6月15日	4月1日 ~ 9月30日

令和3年4月入園より適用

- Q. 7月2日が出産予定日で、10月末まで「妊娠・出産」での認定でしたが、6月20日に出産となりました。「妊娠・出産」での認定期間はいつまでですか？
- A. 出産予定日より早く出産した場合も、当初の予定どおりの期間を「妊娠・出産」で認定します。

- Q. 育児休業中ですが、新規で入園申込ができるのですか？

- A. 新規入園の場合、1号認定で幼稚園、または認定こども園（教育部分）に入園することができます。**育児休業中は、家庭で保育できる状況にあるため、2号・3号認定を受けて保育園、または認定こども園（保育部分）に新規入園することはできません。**「育児休業」を理由に保育認定を受けて入園することはできませんが、育児休業から復帰する日が属する月の前々月の1日から「就労」を理由に保育認定を受けて入園することは可能です。

- Q. 現在上の子が在園中です。出産後に育児休業を取得します。上の子は退園しなければならないのですか？

- A. **育児休業取得前に既に上の子が入園していた場合に限り、2号・3号認定での継続入園が可能な場合もあります。**
この場合、上のお子さんが在園できる期間は、生まれたお子さんが満1歳に達した月が属する末日までです。その際、「育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書(P25)」等で保育の必要性があるか判断します。

- Q. 育児休業が令和4年5月に終了します。令和4年4月からの入園は難しいですか？

- A. 慣らし保育の観点から**復帰する日が属する月の前々月の1日から入園が可能です。**その際、**認定事由は4月から「就労」となり、時間区分（短時間、標準時間）については、「就労等証明書」の「1ヶ月の就労時間」で認定します。**
また、秋の時点で「復帰予定日」「復帰した際の1ヶ月就労時間」が確定している場合は、復帰後の就労条件を記載した「就労等証明書」を添付書類として提出してください。
なお、秋の申込の時点で復帰後の就労条件が未確定の場合は、「就労等証明書」で「育児休業（予定）期間」のみ記入し提出していただき、「復帰予定日」「復帰した際の1ヶ月の就労時間」が確定し次第再度「就労等証明書」を提出してください。

	復帰日	入園可能日
【例1】	6月15日	4月1日
【例2】	7月20日	5月1日



- Q. 現在「就労」で認定されていますが、これから産前産後の休暇に入り、その後育児休業に入ります。認定事由は「就労」のままですか？
- A. 秋に提出する現況届の添付書類は「就労等証明書」を提出してください。その後、「妊娠・出産」に認定事由を変更する際に、変更申請が必要となります。状況に応じて認定事由も変更します。
- 認定事由が「妊娠・出産」「育児休業」と異なれば、教育・保育給付認定変更申請書の添付書類も違います。
- ただし、勤務先が「就労等証明書」において「出産予定日」「産前産後休暇期間」「育児休業期間」を証明できる場合は、「妊娠・出産」から「育児休業」に変更する際の変更申請書および添付書類の提出は省略できます。

【例】

出産予定日	令和4年3月7日
産前産後休暇	令和4年1月25日から令和4年5月2日まで
育児休業	令和4年5月3日から令和5年3月6日まで



この場合

認定期間	認定事由	提出書類
令和4年1月31日まで	就労	「認定申請書(現況届)」 「就労等証明書」
令和4年2月1日から令和4年5月31日まで	妊娠・出産(標準時間)	「変更申請書」 「母子手帳の写し」 「申立書」 「就労等証明書」 「利用継続申立書」
令和4年6月1日から令和5年3月31日	育児休業(短時間)	基本的には変更申請が必要ですが、 「妊娠・出産」へ変更した際、「 就労等証明書 」で育児休業の期間が証明できた場合は、「 変更申請書 」等の書類の提出を省略することができます。
令和5年4月1日から	就労	「変更申請書」 「就労等証明書(復帰日及び復帰後の就労条件が記載されているもの)」

★その他不明な点があれば、お気軽に本庁子ども課(027-382-1111 内線1162.1163.1165)にお問い合わせください。

